

排水基準（その4の4）【窒素、燐（東京湾流域）その2】（上乗せ排水基準）

（「上乗せ条例」第4条、7条の2、7条の3、別表第7）

（単位：mg/L）

業種等	適用規模 （日平均 排水量） （m <sup>3</sup> ）	排水基準				特定施設の番号 （政令別表第1の号）	
		既存		新規			
		窒素 含有量 （T-N）	燐 含有量 （T-P）	窒素 含有量 （T-N）	燐 含有量 （T-P）		
畜産関係特定施設	30以上	120	16	120	16	1の2、74	
食料品製造業	30以上 500未満	40	6	25	3	2～10、13～18の 2	
	500以上	20	4	20	2		
化学工業	30以上 500未満	30	4	16	2	24～50	
	500以上	20	2	16	1		
鉄鋼業	30以上 500未満	30	4	16	1.5	61	
	500以上	20	2	16	1		
金属製品製造業、酸又はアルカリによる表面処理施設及び電気めっき施設	30以上 500未満	40	4	25	1.5	63、65、66	
	500以上	30	2	20	1		
その他の製造業及び全製造業に係る特定事業場から排出される水の処理施設	30以上 500未満	40	4	20	2	11、12、18の3、 19～23の2、51～ 58、62、64、66の 2、71の5、71の 6、74**	
	500以上	20	2	16	1		
指定 浄化槽	し尿等のみを処理するもの*	30以上	120	20	2	指定地域特定施設	
	上記以外のもの	30以上	70				7
みなし 浄化槽	し尿等のみを処理するもの*	30以上	120	20	2	湖沼法のみなし 指定地域特定施設	
	上記以外のもの	30以上	70				7
し尿処 理施設	し尿浄化槽以外のもの	30以上	20	20	2	72	
	し尿 浄化 槽	し尿等のみを処理するもの*	30以上	120	20		2
		上記以外のもの	30以上	50			
下水道終末処理施設	30以上	30	4	20	1	73	
その他の業種又は施設	30以上	50	6	30	4	1、59、60、63の 2、63の3、64の2、 66の3～71の4、 74	

- （注） 1 この表の基準は、東京湾及びこれらに流入する公共用水域に排水を排出する特定事業場に適用される。
- 2 「既存」「新規」の区分は特定事業場の設置年月日により区分され、「既存」の区分は平成11年3月31日までに特定施設を設置し、又は特定施設の設置の工事に着手した特定事業場に適用される。また、「新規」の区分は、平成11年4月1日以降特定事業場となった事業場に適用される。
- 3 一つの特定事業場が同時に複数の業種等に該当する場合は、項目ごとに最も厳しい基準が適用される。（上乗せ条例第9条第1項）

- 4 \*印の「し尿等のみを処理するもの」とは、し尿のみを処理するもの及びし尿と併せて雑排水（住宅、共同住宅並びに食品衛生法施行令第35条第1号に掲げる飲食店営業に供するために設置されるちゅう房施設及び健康増進法第20条第1項に規定する特定給食施設に設置されるちゅう房施設から排出される雑排水を除く。）を処理するものをいい、「し尿浄化槽」とは浄化槽法第2条第1号に規定するものをいう。
- 5 \*\*印の74（全製造業に係る特定事業場から排出される水の処理施設）は、2～10、13～18の2、24～50、61、63、11、12、18の3、19～23の2、51～58、62、64、71の5、71の6の業種又は特定施設に係る特定事業場から排出される水を処理するものに限る。
- 6 天然ガスに係る令別表第1第1号に掲げる鉱業に係る特定施設を有する特定事業場が、天然ガスクみ上げに伴って排出する塩水、又は令別表第1第27号に掲げる業種に係る特定施設を有する特定事業場が、天然ガスクみ上げに付随する塩水を原料として用いた後排出する塩水を、専用排水口を用いて排出する場合には、当該排水口の排水についてはこの表の基準は適用されない。（上乗せ条例第7条の2第4項）